

平成20年7月31日
報道提供資料

工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）
運用マニュアルの策定について

平成20年6月26日に適用開始した川崎市工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）について、土木工事に関する運用マニュアル（暫定版）を策定しましたのでお知らせします。また、土木工事以外についてもこのマニュアルに準拠します。

※ このマニュアルは、土木工事を念頭に一般的な考え方を7月31日段階で整理したものです。

単品スライド条項運用基準

単品スライドとは、川崎市工事請負契約約款第26条第5項に基づき、特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負金額が不相当となった時、発注者又は請負者が請負金額の変更を請求できるものです。

- 1 条項適用対象材料：鋼材類及び燃料油
- 2 対象工事：実際の購入時等における各対象材料の実勢価格を用いて、当該工事の請負金額を再計算した場合に、当初金額より1%以上変動する工事
- 3 申請時期：工期末の2ヶ月前までに請求
ただし、平成20年10月31日以前に工期末である工事については、平成20年9月1日まで請求が可能

※ なお、運用マニュアルについては、「川崎市のホームページ」に掲載します。

連絡先
建設局総務部技術監理課
電話 044-200-2771